

■第16回ミャンマー法整備支援本邦研修を実施しました。

令和元年7月22日（月）から同年8月2日（金）までの間、法務省赤れんが棟などにおいて、ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト第16回本邦研修を実施しました。

ミャンマーに対する法整備支援プロジェクトは、ミャンマーにおける法の支配の確立やこれによる持続的な経済成長の促進を目的として、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、ミャンマーの連邦最高裁判所及び連邦法務長官府と共に実施しているプロジェクトであり、法務省はこれに協力しています。

ミャンマーでは、連邦最高裁判所などの連邦機関が法案提出権を持っており、連邦法務長官府は連邦機関が提出した法案の審査を担当していますが、法案の起草及び審査を行う職員の能力向上が課題となっています。

そこで、今回は、連邦最高裁判所職員、連邦法務長官府職員及び連邦議会議員等の合計16名を日本に招き、立法過程をテーマに研修を実施しました。



【参加者と一緒に赤れんが棟を背景に記念撮影】

研修では、法令の種類や階層、省庁や参議院法制局での法案起草の流れ、内閣法制局や参議院法制局での法案審査の方法、法制審議会や最高裁判所規則制定諮問委員会の役割、立法過程への政党の関わり方、法案の起草及び審査に携わる職員の人材育成の在り方などに関する講義、ミャンマーの立法過程に関するミャンマー側参加者の発表などを実施したほか、内閣法制局、参議院法制局及び国会を訪問しました。



【阪田雅裕弁護士（元内閣法制局長官）による講義風景】



【京都大学大石眞名誉教授による講義風景】



【吉田利宏先生（元衆議院法制局参事）による講義風景】



【修了式後の記念撮影】

参加者からは、「法案の起草や審査を慎重に行っていることを学んだ。」「本邦研修で得た知見は、自身が携わっている業務に応用でき、大変有用な研修であった。」「帰国後、今回の研修で得た知見を同僚とも共有していきたい。」などといった感想が聞かれました。

本研修に多大なる御協力をいただいた講師の方々、訪問先機関の方々を始め関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。